

多可町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務仕様書

1 業務名

多可町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

3 業務の目的

令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とする「多可町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

なお、本計画は老人福祉法第20条の8第1項に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第107条第1項に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定するものであり、計画の策定にあたっては、関係法令のほか「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（介護保険法第106条第1項に基づく基本指針）及び「市町介護保険事業計画策定に係る県基本指針」に即して策定するとともに、本町の上位計画となる「第2次多可町総合計画」との整合性を確保し、「第4期多可町障がい者基本計画及び第7期多可町障がい福祉計画（第3期多可町障がい児福祉計画を含む）」及び「第4次多可町健康増進計画」並びに「兵庫県保健医療計画」（北播磨圏域版を含む）など法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和を保つものとする。

また、基本指針において、第6期以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされていることから、本計画においても、第8期の達成状況を踏まえた上で、第9期の位置付け及び第9期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取組を進めることとするものである。

4 業務内容

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の分析及び考察等

令和4年度に本町において高齢者一般調査実施委託事業（「健康とくらしの調査」）として実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果について、町全域及び日常生活圏域ごとの分析及び考察を行い、介護予防等の「取組と目標」について第8期の進捗管理及び第9期計画作成への反映等を行う。

調査報告書（PDFデータ又は冊子）、調査入力データ及び地域包括ケア「見える化」システムを活用して、町全域及び日常生活圏域ごとの分析及び考察を行い、介護予防・日常生活支援総合事業等の「取組と目標」について第8期の進捗管理及び第9期計画作成への反映等について提言を行う。

(2) 在宅介護実態調査結果の分析及び考察等

令和4年度に本町において多可町在宅介護実態調査業務委託事業（「在宅ケアとくらしの調査」）として実施した「在宅介護実態調査」の結果について、公表されている在宅介護実態調査の「試行調査報告書」及び「全国の在宅介護実態調査データの集計・分析結果〔概要版〕」の集計結果と比較すること等により集計結果について分析及び考察を行い、他の調査分析結果等と合わせて検討を行うことにより、「サービス提供体制の構築方針」等に関する提言を行う。

(3) 各種実態把握調査の実施、集計、分析及び考察等

ビジョンを達成するためのサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査として次の調査を実施する。

①在宅生活改善調査

対象：居宅介護支援事業所 約8事業所

小多機・看多機 約3事業所

以上、約11事業所、居宅介護支援専門員約30名

②居所変更実態調査

対象：施設・居住系サービス 約15事業所（施設）

③介護人材実態調査

対象：施設・居住系サービス 約15事業所（施設）

通所系・短期系 約19事業所

訪問系を含むサービス 約6事業所

以上 約40事業所

④独自調査（介護人材確保、介護サービス事業参入意向等に関するもの）

対象：全事業所 約60事業所

ア 調査の方法

受託者が調査票を郵送送付・郵送回収することによって実施する。

イ 調査票の作成

①～③については、厚生労働省のものをもとに、④については、独自に作成する。

ウ 調査票のデータ入力、結果集計、分析及び考察

委託者提供する調査票について、データ入力、結果集計、分析及び考察を行い、他の調査分析結果等と合わせて検討を行うことにより、「地域に不足する介護サービス」「住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能」「介護人材の確保に向けて必要な取組」その他「サービス提供体制の構築方針」等に関する提言を行う。

特に、これらの調査結果に加え、各種統計調査の結果による本町の地域特性を踏まえ、在宅サービスの「機能強化」により、特養申込者を含む重度の要介護者の在宅生活を支えていくという観点から、本町における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の有効性等につい

て、検討、提言して頂きたい。

受注者は、データ入力後、入力データを発注者に提供することとする。

※入力データは、エクセルファイルで納品すること。

(4) 計画策定

ア 策定基本方針の検討

(ア) 第8期基本指針及び社会保障審議会等での議論を踏まえ、国の基本指針として盛り込まれると思われる内容をある程度想定した策定基本方針（骨子となるべきもの）の検討

(イ) 過去3か年（令和3年度～令和5年度）の「保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標」の内容を踏まえた今後の自立支援及び重度化防止等の取組の検討

(ウ) その他地域包括ケアシステム構築についての助言、先進事例等の提案

イ 第8期計画の検証

(ア) 高齢者福祉事業の現状分析と課題の整理

(イ) 介護保険事業の現状分析と課題の整理

(ウ) 日常生活圏域ごとの現状分析と課題の整理

ウ 上位計画及び関連計画の調査

前提として踏まえるべき上位計画（「第2次多可町総合計画」）及び関連計画（「第4期多可町障がい者基本計画及び第7期多可町障がい福祉計画（第3期多可町障がい児福祉計画を含む）」及び「第4次多可町健康増進計画」並びに「兵庫県保健医療計画」（北播磨圏域版を含む）など）の概要を把握の上、計画策定時に整合をとるべきポイントの抽出

エ 計画策定に必要となる人口等の推計（日常生活圏単位を含む。）

(ア) 総人口及び高齢者人口

(イ) 被保険者数及び認定者（事業対象者を含む）数

(ウ) 認知症高齢者数

(エ) その他計画策定のために必要があると認められる各種基礎資料の作成

オ 介護保険事業数値等の分析

(ア) 令和3年度、令和4年度及び令和5年度の給付費実績の分析及び考察

(イ) 過去とのデータ比較及び全国、県内における市町比較や数値、差異として考え得る要因の分析

カ 介護保険サービス利用者等の推計

(ア) サービスごとの利用者数の自然体推計値（初期値）の算出（介護予防・生活支援サービスを含む。）

(イ) 自然体推計を行った際の基本的考え方の提示

(ウ) 施策反映等により発注者が推計値の修正を行った際の数値検証作業及び助言

(エ) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した在宅医療・介護連携の現状

把握

キ 介護保険サービス必要量の推計（日常生活圏域単位を含む。）

(ア) 人口推計、給付実績（介護予防・生活支援サービスを含む。）、(1)及び(2)のアンケート調査等を踏まえたサービス必要量（初期値）の推計

(イ) 施策反映等により発注者が推計値の修正を行った際の数値検証作業及び助言

ク 計画骨子案、計画素案の策定

アで策定した策定基本方針を基に、現状の分析結果や国から示される基本指針案を踏まえ、以下の事項を提案する。

(ア) 計画の全体構成

(イ) 基本理念、基本目標及び施策体系の検討及び設定

①地域が目指すビジョンの明確化

②サービス提供体制の構築の構成方針

③自然体推計に基づく見込み量の修正（施策反映）

(ウ) 課題に対応する施策等

また、策定委員会で提案された意見、専門職等への意見聴取やパブリックコメントの結果等を踏まえ、発注者と協議を重ねた上で、段階的に計画骨子案、計画素案を策定する。

なお、素案作成に当たっては、内容に応じて発注者と受注者が分担して記述事項を執筆することとし、レイアウト等の原案については受注者が提示することとする。

ケ パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法等について助言を行い、資料の作成及び結果のとりまとめを行う。

コ 計画書の作成・印刷

(ア) 計画書 100部（A4版200頁程度、無線綴じ製本）

・表紙 レザック、1色刷

・本文 上質紙、2色刷

(イ) 概要版 データ納品

(ウ) 計画書の電子データ納品

※電子データについては、PDF形式及びWord形式（概要版はIllustrator形式可）の2種類を納品する。

※校正は、受注者の責任で行った上、発注者の了承を得るものとする。

(5) 策定委員会開催支援等

ア 策定委員会開催支援

(ア) 策定委員会における審議事項の検討

(イ) 策定委員会会議資料の作成

(ウ) 策定委員会への出席、補足説明及び会議録の作成（速報版概要及び逐語録）

※策定委員会開催は5回程度（午後7時30分から午後9時30分頃まで）を想定（議論の進捗状況等により変更の可能性あり）

イ その他

必要に応じ、庁内会議及び専門職からの意見聴取等の機会への同席、助言

(6) その他

ア 工程管理

計画策定に係る全体工程表の作成

イ 現計画書の検証及び改善提案

第9期基本指針（現時点では、第8期基本指針及び介護保険制度の見直しに関する意見）の内容を踏まえ、現計画書の構成等を再検証し、改善点を提案すること。

特に、第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。これらのことから、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括システムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要とされている。

また、地域包括ケアの推進に必要な自治体のPDCAサイクル等進捗管理の方法論が示されていることなどにも留意いただきたい。

5 その他

(1) 業務体制の確保

本業務の履行に当たっては、過去に同種の計画策定業務経験がある等介護保険制度や高齢者福祉に精通した者を業務責任者とすること。また、契約締結時に業務の推進体制についてあらかじめ報告すること。

(2) 行政資料の貸与

本業務の履行に当たり、必要となる行政上の資料等については、その都度、発注者が受注者に貸与する。受注者は、貸与された資料について十分な注意を払い取り扱うものとし、発注者の許可なく第三者に公表又は貸与してはならない。なお、受注者は貸与の必要がなくなった場合は速やかに返却すること。

(3) 個人情報の保護等

受託者は、個人情報の保護に関する法律や多可町個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。

(4) 打合せ等

受注者は、発注者と協議の上、定期的な打合せを行い、確認事項について記録を作成して、後日、発注者の確認を受けること。また、打合せは原則、業務責任者、業務担当者の来庁により行うものとするが、緊急に調整を要する場合等においては、電話、電子メール等による打合せも可能とする。この場合においても、軽微な事項を除き、確認事項については同様に記録を作成し、後日、発注者の確認を受けること。

(5) 経費等

受託者が実施する調査票の発送及び回収並びに会議等への出席に係る交通費等の一切の経費及び資料作成に係る一切の経費は、本委託料に含むものとする。

(6) 疑義等

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、多可町財務規則によるほか、発注者と受注者が協議を行い、決定する。

(7) 著作権等

本業務により得られた成果物等の著作権その他の権利は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

6 参考資料等

本業務を履行するにあたり以下の資料等を参照すること。

- (1) 厚生労働省（2023）「社会保障審議会介護保険部会資料」（第 106 回等）
- (2) 厚生労働省（2023）「令和 4 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」
- (3) 厚生労働省（2022）「第 9 期介護保険事業計画作成に向けた各種調査に関する説明会」資料
- (4) 厚生労働省（2017）「在宅介護実態調査の活用について」
- (5) 厚生労働省（2017）「地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」
- (6) 厚生労働省（2018）「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」
- (7) 三菱総合研究所（2018）「地域包括ケアの推進に必要な自治体の PDCA サイクルに関する調査研究事業」報告書
- (8) 厚生労働省（2020）「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」
- (9) 厚生労働省老健局老人保健課（2020）「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 3」（介護保険最新情報 Vol. 871）
- (10) 介護保険事業計画の手引き（令和 5 年 4 月に厚生労働省から提供予定）
全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和 5 年 3 月）介護保険計画課 P7 より